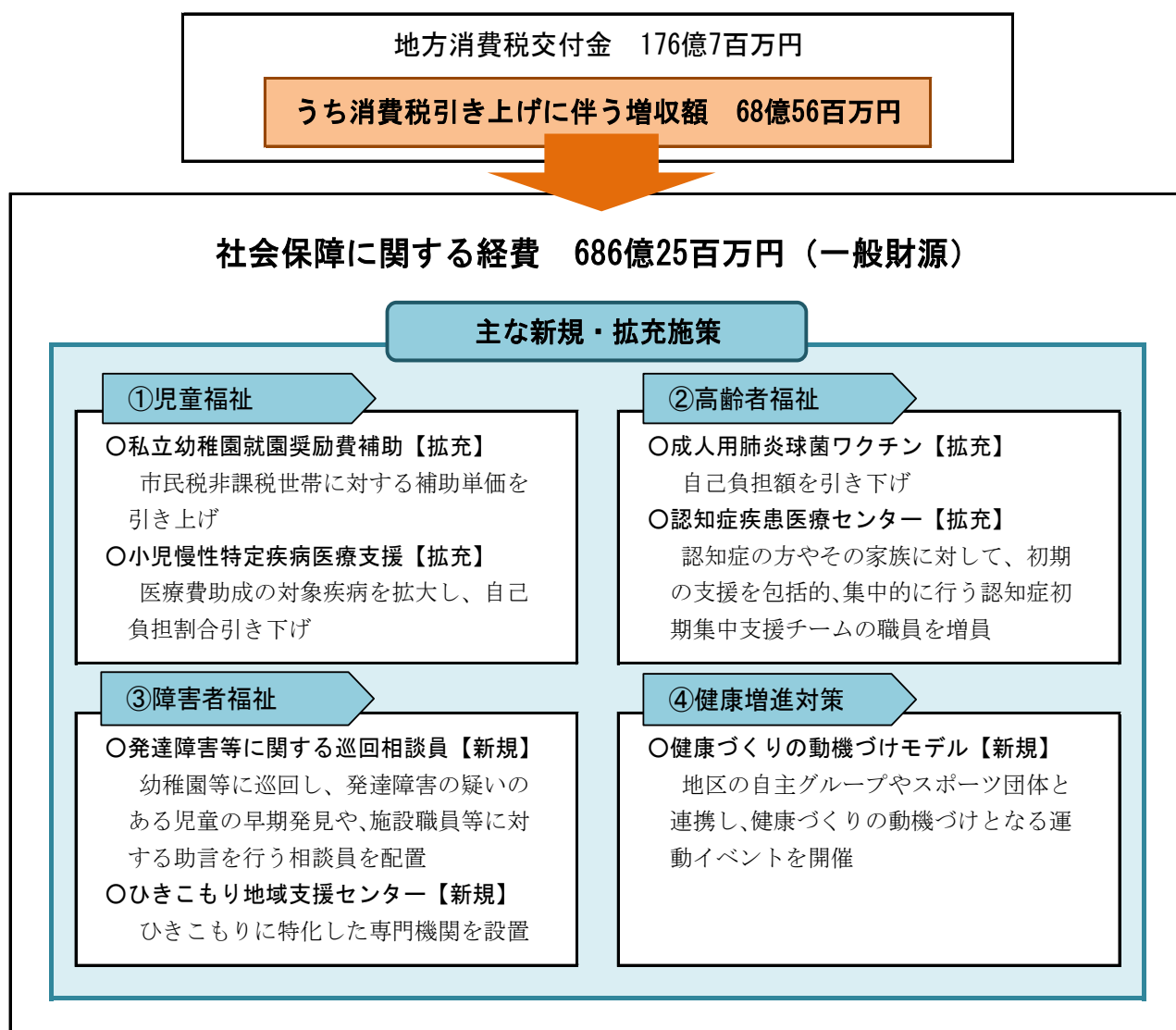


消費税率引上げに伴う「増収分」の使い道について（平成27年度決算）

平成26年4月より消費税率が5%から8%（国6.3%、地方1.7%）に上げられ、引き上げに伴う増収分は、地方税法により社会保障に関する経費に活用することとされました。

千葉市の平成27年度決算では、税率引き上げに伴う増収額は68億56百万円となり、社会保障に関する経費686億25百万円（一般財源分）の一部として活用しています。

なお、主な新規・拡充事業として、私立幼稚園就園奨励費補助の拡充や、発達障害等に関する巡回相談員の新規配置などがあります。



（注）上記の社会保障に関する経費には、以下の経費は含まれておりません。

- ・ 社会保障関係施設等に関する投資的経費、公債費
- ・ 社会保障関係施策に関してサービスを提供する市の職員人件費（保育所保育士等）